

「万世一系の天皇」に関する覚書

所 功

一 「皇位は世襲」の具体策

現行の『日本国憲法』は、周知のとおり、冒頭に「天皇」の章を置き、その第二条に「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定している（傍点、引用者。以下同）。この条文について、定評のあるコンメンタールが、

[1] 「皇位」とは、国家機関としての天皇の地位をいう。

[2] 「世襲」とは、ある地位へことに公務の担当者たる地位へに即く資格が、一定の血統へ自然の血統および人為的血統へに属する者によるのみ認められることを意味する。天皇の地位が世襲だとは、その地位に即く資格が、一定の血統へ——この場合は、従来の天皇の血統へ明治皇室典範にいわゆる「祖宗へ皇統」へ——に属する者に限られる趣旨である。

※この部分のへへ括弧内は原文のまま。これ以外の（へ）括弧内は私柱。以下同。

と説明した上で、ただし一般においては「養子のような人為的親子関係」の「人為的血統」も認められるが、皇室の場

合「皇位の世襲は真実の血統によってのみ行われるべきものとする趣旨」から、「皇室典範は、その趣旨を受けて、天皇は（皇族も）養子（縁組み）をすることができないと定めている」こと、しかしながら憲法の本条にいう「皇位の世襲とは、天皇の地位に即く者は、いわゆる「祖宗の皇統」に、真実の血統によって、属する者にかぎることを意味するだけであり、今の皇室典範の定めているような（男系）男子主義へ皇位継承の資格を男子にかぎること√や、長系・長子主義へ継承の順位において、長系および長子を幼系および幼子よりも優先させること√を、かならずしも要求するわけではない」のだから、「それらの点は、すべて皇室典範に一任され……法律で自由に定めることができる」と解釈している。

このように、現行憲法の定める皇位「世襲」の有資格者は、「従来の天皇の血統」「祖宗ノ血統」「真実の血統」に属する者でなければならぬが、それを「男系の男子」に限定したり「長系・長子」を優先させるか否かは法律の『皇室典範』により定め改めることができる、という見解は大筋において異論の余地がない。とすれば、この歴史的な血統をどのようなものと認識し、それを末永く継承するに相応しい在り方（範囲・順序などの規定）はどのようなものがよいかを考えていく必要がある。

実は先般来、政府（小泉純一郎首相）が「皇室典範に関する有識者会議」を設け、「皇位継承の在り方」につき検討を重ねてきた。⁽²⁾ その背景には、戦後の新『皇室典範』が、一方で明治の旧『皇室典範』と異り側室所生の「皇庶子孫」による継承を否定しながら、他方で旧典範と同じく皇位継承者を「皇統に属する男系の男子」に限定している（第一条）ため、皇太子（四五歳）・秋篠宮（四〇歳）両殿下より若い皇族男子が今のところ一人も居られない（もし近く男子が誕生されても同世代に次位以下が居られない）ような現状を放置すれば、やがて皇位の「世襲」が不可能になりかねない不安な状況にあり、それを克服するため具体的な改善策が求められているのである。

この有識者会議では、昨年十一月、全員一致で「報告書」を纏めあげ、「皇位の安定的な継承を継続するためには、女性天皇・女系継承への途を開くことが不可欠」との結論を答申した。⁽³⁾ところが、旧典範以来の男系男子限定主義こそ最善と考える人々は、答申に強く反発し「改悪」反対の活動を行っている。その理由として、「一代限りの女性天皇」ならば過去にもあったから止むをえないが、「その子孫による女系天皇」は全く前例がなく「万世一系」の皇統を断絶し破壊することになるので、今や「一人ひとり气和氣清麻呂の気持ちになり」それを阻止しなければならないなどと主張する論者が少くない。⁽⁴⁾

しからば、そもそも「万世一系の天皇」とはいかなる概念なのか、その語源と意味を確認する必要がある。また「女性天皇・女系継承」を否定することが果たして「和氣清麻呂の気持ち」なのか、その役割と真意も明確にする必要がある。本稿では、先学の研究を参考にしながら、これらの点に関して考察し、その上で法制史の大局的な見地から「皇位継承のあり方」について管見の一端を提示したい。⁽⁵⁾

二 「万世一系」の由来

「万世一系」という用語が広く知られるようになったのは、明治憲法の第一章「天皇」第一条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定されてからである。そこで、あらためて「万世一系」という四字熟語の由来を確かめておきたい。この点は、すでに藤井貞文氏や阪本是丸氏⁽⁶⁾、とりわけ島善高氏⁽⁷⁾が詳しく検討されている。それによれば、類似の表現が古くからあるので、その若干を左に例示しよう。（漢文は書き下し文、片仮名は平仮名に直す。以下同）

①『宋史』日本伝 雍熙元年（九八四）「太宗、奮然を召見して……其の（日本）国王は一、姓、伝、継（継を伝へ）、臣

下も皆官を世々にするを聞き……これ蓋し古の道なり……とのたまへり。」

②『実隆公記』明応五年（一四九六）十二月八日条「了庵和尚……日本の天子は悉く、一姓同系か、他姓もし天子に昇るの事これ存るや否や、不審の条を尋ねらる。（実隆）吾が国は他姓を変へざるの由、これを答へ了んぬ。」

③岩垣東園著『国史略』（文政九年（一八二五）刊）凡例「歴世天皇、正統一系、万世に亘りて革めず。」及び高野（称徳）天皇条「神勅に云はく、我が邦は開闢以来、皇家一系統なり。道鏡何者ぞ、敢て神器を覬覦せんとは。」

④吉田松陰『士規七則』（安政二年（一八五五）作）「皇朝は万葉一統にして、邦国の士夫、世々禄位を襲ぎ、人君は民を養ひ、以って祖業を継ぎたまふ。臣は君に忠して、以て父の志を継ぐ。君臣一体、忠孝一致、唯吾国を然りとなすのみ。」

このうち、①によれば、入宋した東大寺僧齋然が、持参した日本の『王年代記』を献上したところ、それを見た太宗が、中国では各王朝の皇帝にも父系の宗族を表す「姓」があるから、日本の国王（天皇）も王家名の姓を有するものと思いきんでいたのであるが、その「一姓」が途中で王朝の交替により変更されることなく継続し伝わっていることに感嘆した、というのである。

また、②によれば、入明したことのある東福寺僧了庵が、日本の天子は本当に「一姓同系」なのか、他姓から天子に昇った例がないのかと尋ねたところ、故実に精しい三条西実隆は、我が国の天皇は他姓を交えたことが全くないと答えている。

さらに③と④によれば、江戸時代の知識人たちは、「皇朝」の歴代天皇が「正統一系」「皇家一系統」であり「万葉一統」と認識していたことを知りうる。しかも、これを承けて、幕末維新期に左のような用例が出現するに至ったのである。

⑤ 慶応三年十年、岩倉具視「王政復古議」／「皇家は連綿として万世一系なり」（『維新史綱要』）

⑥ 明治二年一月、「版籍奉還」上表文／「天祖肇めて国を開き基を建て玉ひしより皇統一系・万世無窮なり。普天率土、その有に非ざるはなく、その臣に非ざるはなし。」（『法令全書』）

⑦ 明治四年十一月、米欧各国への国書／「朕（睦仁）天佑を保有し、万世一系なる皇祚を践みしより以来……」

〈英訳 Mutsu-Hito, by divine appointment, Emperor of Japan, placed upon the Imperial throne occupied by a dynasty unchanged from time immemorial〉（『大日本外交文書』）

⑧ 明治九年十月、元老院『国憲』第一次草案／「日本帝国は万世一系の皇統を以て之を治む。」（第二次草案も同文）これによれば、⑤すでに慶応三年（一八六七）、朝政に復帰した岩倉具視が「王政復古」を建議する際、おそらく玉松操らの助言をえて、「皇家」（皇室）は「万世一系」で連綿と続いてきたと強調しており、これが今のところ初見とされている。

ついで⑥明治二年（一八六九）、薩長土肥の四藩主による「版籍奉還」上表文にみえる「皇統一系、万世無窮」という表現は、天祖（天照大神）に発する皇統が一系で、万世に亘り窮まり無いことを的確に言い表しており、いわゆる「万世一系」のパラフレーズにほかならない。

さらに⑦明治四年、岩倉使節団発遣の際、米欧十五ヶ国の元首に宛てた国書では、天皇（御名睦仁）が「万世一系なる皇祚（皇位）」を継承している正当な君主であることを表明しており、以後の外交文書にも、このような用例が多くなる。

そして、ようやく⑧明治九年、元老院で起草した『国憲按』に「万世一系の皇統」という表現が盛り込まれ、それが十余年後、帝国憲法の第一条に定着したのである。

三 明治中期の解釈の変化

しからば、「万世一系」という用語は、どのような意味を含んでいるのか。一見明白のようだが、必ずしも明確ではない。その一因は、明治中期の『帝国憲法』『皇室典範』成立過程に、その解釈が微妙に変化しているからである。

すなわち、前掲の⑦や⑧は、「万世一系」が「皇祚」「皇統」に係る形容句として使われている。この点は、島氏の注(7)論文によると、たとえば明治十三年の元田永孚『国憲大綱』に「日本国の人民は万世一系の天皇を敬戴す」とか、同十四年の山田顕義『憲法草案』に「万世一系の帝祚を踐める大日本国天皇」とか、同十五年の西周『憲法草案』に「万世一系の皇祚を踐める」とかという用例も、ほぼ同様である。その意味は、前掲の②③④や⑤⑥の文脈からも判るように、わが国では「天子」「歴代天皇」「皇家」「皇朝」の「正統」「皇統」が、「開闢以来」「天祖肇めて国を開き基を建て玉ひしより」「万世に亘り」「連綿として」一系で続いている、という特色を表す。

そこで、その当時の皇位継承に関して作られた法文の案をみると、左のごとく、男系Ⅱ男統を通常の原則としながら、女系Ⅱ女統も非常の補則として容認するものが少くない(注5拙著③参照)。

④明治九年十月、元老院『国憲』第一次草案、第一編「第二章 帝位継承」の第二条「継承の順序は、嫡長入嗣の正序に循ふべし。尊系は卑系に先ち、同系に於ては、親は疎に先ち、同族に於ては、男は女に先ち、同類に於ては、長は少に先つ。」

⑤明治十三年七月頃、元老院『国憲』第三次草案、同右第三条「……親王・諸王の中、親疎の序に由り、入て大位を嗣ぐ。若し止むことを得ざるときは、女統入て嗣ぐことを得。」

⑥明治十二年末頃、嚶鳴社『憲法草案』「皇族中に男無き時は、皇族中、当世の皇帝に最近の女をして皇位を襲せ

しむ。但し女帝の配偶は帝権に干与することを得ず。」

④明治十八年（推定）、宮内省立案『皇室制規』「第一、皇位は男系を以て継承するものとす。若し皇族中の男系絶ゆるときは、皇族中の女系を以て継承す。……」「第七、皇女若くは皇統の女系にして皇位継承のときは、其の皇子に伝へ、若し皇子なきときは、其の皇女に伝ふ。皇女なきときは、皇族中、他の女系に伝ふ……」「第十三、女帝の夫は、皇胤にして臣籍に入りたる者の内、皇統に近き者を迎ふべし。」

このうち、②③は、元老院において作成された草案であり、直系・男系・嫡系・長系を優先しながら「女統」も容認している。その資料として横山由清・黒川真頼・佐藤誠実らが「古記」（史料）を博搜し編纂した『旧典類纂 皇位継承篇』⁽¹¹⁾では、過去に八方十代あった「女主の皇位を継承せし大意」について、「皇位の継承は、男子これを承く、これ恒典なり。女子のこれを承くるは、時に事故あつて已むことを得ざるに出で」⁽¹²⁾たものと説明している。

なお、横山自身の著した『継嗣考』⁽¹²⁾にも「継嗣は男統を先にして女統を後にす。……若し男統の継嗣たるべき者絶えて無き時は、女子を以て大統を継嗣せしめざるを得ず。然る時は、其の女帝の配偶者を設けて以て其の血統を保続せしむべし。」とあり、万一の場合は「女帝」も「女統」（女帝の子孫）も容認せざるをえないとの案が示されている。

つぎに③は、のち立憲改進黨に合流する自由民権運動グループ喫鳴社の『憲法草案』である。そのころ、他にも女帝容認の私擬憲法が数多く発表されている⁽¹³⁾。また喫鳴社では、明治十五年正月「女帝を立つるの可否」と題する八名の討論筆記を『東京横浜新聞』に連載しており、その賛否両論は今でも参考になる点が少ない⁽¹⁴⁾。

さらに④は、宮内省の制度取調局において、伊藤博文のもとで伊東巳代治・金子堅太郎らが起草したものかと推定されている⁽¹⁵⁾。その趣旨は、②③や①と同様、「男系」継承を原則としながら、男系男子が絶えていない場合に備え「皇族中の女系」継承を補則として容認する。ただ、「女帝の夫」は臣籍に下っけていても「皇統に近き者を迎ふ」べきであ

り、またその間に生まれる後嗣は、皇女より皇子を優先すべきだとしている。

これら③④では、「万世一系」の概念に男系（男統）だけでなく女系（女統）も含まうると理解していたことになる。その意味で、とりわけ④は、現在の典範改正議論にも、頼る有益な案といえよう。

ところが、この③や④に対して、まもなく強い反論が出された。その結果、「女帝」も「女系（女統）継承」も否定するような『皇室典範』の成立をみるに至ったのである。それに伴い「万世一系」の解釈にも変化が生じたいきさつを、以下に略述しよう。

まず③に対しては、明治十三年十一月、元老院議官の伊丹重賢・河田景与・佐佐木高行らが「女統なる者、皇女他人に配して挙ぐる所の子……即ち現然異姓なり。……異姓の子にして帝位を継承することを得ば、これを万世一系の皇統と云ふべからず。……」と批判している。⁽¹⁶⁾これは右大臣岩倉具視も同意見だったらしく、やがて『国憲按』そのものが「不採択」となってしまったのである。

また④に対しては、明治十八年か十九年、井上毅が伊藤博文に提出した「謹具意見」の中で、もし「女帝」に迎える「皇夫」が賜姓源氏の場合、その間に生まれる皇子が皇位を継げば「女系の血統こそおはしませ、氏は全く源姓にして源氏の御方」と見なされることになるから、このような「欧羅巴の女系の説」は「模擬すべきに非ず。」と反対している。⁽¹⁷⁾同二十年五月、井上が伊藤に提出した「皇室典範説明草案」でも、「女系継承の法は、王家姓を易ふるを忌まざる者なり。」（典範第一条の）祖宗の皇統とは、一系の正統を承くる、皇胤を謂ふ。……和氣清麻呂の所謂皇統なる者と其の解義を同じくする者なり。皇統にして皇位を承くるは、必ず一系に限る」とした上で、

第一、皇祚を踐むは皇胤に限る。／第二、皇祚を踐むは男系に限る。／第三、皇祚は一系にして分裂すべからず。という有名な「三大則」を強調している。⁽¹⁸⁾

このように「女統」「女系継承」反対論者は、「女帝」と臣籍から入る「皇夫」との間に生まれる子が皇位を継承すれば、父方が従来の血統と異なるため「異姓」となり「万世一系の皇統」ではなくなるとみられるから、皇祚（皇位）を踐みうるのは「一系の正統を承くる皇胤」のうち「男系に限る」という結論を出したのである。ただし、井上毅は、その「皇胤」を和氣清麻呂のいう「皇統」と同義だとするが、それを清麻呂が「男系」とまでいっているわけではない。

四 和氣清麻呂の役割

ところで、このように「万世一系」の皇位継承を論ずる時、その危機を救った「忠臣」として、よく引きあいに出されるのが和氣清麻呂である。よって、彼がどのような情況のもとで、いかなる役割を果たしたのか、その真意をどう解したらよいか、念のため検証しておこう。

まず清麻呂の足跡⁽¹⁹⁾を辿ると、天平五年（七三三）備前国藤野郡（現在の岡山県和気郡）で郡司クラスの有力な豪族の家に生まれたが、おそらく采女として先に奈良の都へ出ていた姉広虫に導かれて上京し、称徳女帝の宮廷に武官（兵衛少尉↓近衛将監）として奉職中の神護景雲三年（七六九）、三十七歳で重大な事態に遭遇したのである。

その前に、称徳女帝について少し説明を加えれば、聖武天皇と光明皇后の間に生まれ育った皇女の阿倍内親王である。天平十年（七三八）二十一歳で初めて女性の皇太子に立てられ、十一年後に即位し、それから九年後、傍流の大炊王（二十六歳）に淳仁天皇に譲位された。しかし、六年後の天平宝字八年（七六四）、藤原仲麻呂の乱を機に淳仁天皇を廢して、四十七歳で再び即位（重祚）されたのである。

この経歴は、かなり異常といわざるをえない。なぜなら、従来の天皇は、記紀の伝える神武天皇以下ほとんど男性

(男系男子)である。また、数少ない女帝も、推古・皇極(≡斉明)・持統の三方は、夫たる天皇の崩御後に適任の皇嗣が決まらないため、請われて皇太后の地位より即位されたのである。また元明・元正の両女帝は、幼少の首親王(文武天皇の皇子≡聖武天皇)の成長を待つ間、その祖母(既婚)と伯母(未婚)の立場より即位されたにすぎないから、いずれも「中継ぎ役」といえよう。

それに対して、聖武天皇の子女は、一方で皇后藤原光明子との間に阿倍内親王があり、それから十年後、弟(基王)が生まれて直ちに皇太子とされたが、翌年夭折した。また他方で夫人泉犬養広刀自との間に井上内親王(阿倍より一歳年上)や安積親王(基王と同年生まれ)などがいた。ところが、天皇と皇后は(外戚の藤原氏も)、何とか直系の阿倍内親王を即位させるために、異母弟の安積親王をさしおき、未婚の彼女を正式に皇太子から天皇へと押し上げたのである。これは単なる中継ぎではない。

しかし、もちろん未婚の女帝には後継の子女がない。そのため、孝謙天皇として在位八年目(七五六年)、崩御された聖武上皇(五六歳)の遺言により一たんだ道祖王(新田部皇子の子)が皇太子に立てられた。けれども、程なく素行不良を理由に廃されたので、代って藤原仲麻呂(五〇歳)の強く推す大炊王(舍人親王の子)が皇太子となり、翌年に淳仁天皇として即位されたのである。

しかるに、三年後の天平宝字四年(七六〇)、光明皇太后(六〇歳)も崩御される頃から、すでに壯齡(四三歳)の孝謙上皇は病気がちとなられ、翌五年、近江の保良宮で静養中に出会った看病僧の道鏡を寵用されるようになり、翌六年、出家して法基尼と号された(その際、側近女婦の和氣広虫も尼となり法均と号している)。

ただ、尼僧の上皇は、その頃から却って政治への意欲を取り戻されたので、次第に淳仁天皇および太師(太政大臣)藤原仲麻呂との対立が深まった。そして同八年(七六四)、仲麻呂が乱を起こして敗北すると、天皇を廃して淡路へ流

し、自ら重祚されるに至ったのである。

しかも、再即位後の称徳女帝は、「朕の師」と仰ぐ道鏡に対して、天平神護元年（七六五）「太政大臣禪師の位を授け」、さらに翌二年「法王の位を授け」られた。もつとも、これは道鏡を優遇するための「位」であるから、実権を伴う「官」とは異なる。しかしながら、やがて朝廷で「崇むるに法王を以てし、裁するに鸞輿（天皇の乗物）を以てす。衣服・飲食も専ら供御（天皇の衣食）に擬ふ。政の巨細、決を取らずといふことなし」と評されるほど、あたかも天皇に準ずる扱いを受けるような状態になったといふ。⁽²⁰⁾

その上、神護景雲三年（七六九）に入ると、道鏡の弟で大納言・衛門督と大宰帥を兼ねる弓削浄人の意を受けて、大宰府主神の習宜阿曾麻呂が「(宇佐)八幡の神教と矯って言はく、道鏡をして皇位に即かしめば天下太平ならん」と奏上してきた。そこで、称徳女帝（五二歳）は、これまで道鏡を格別寵愛してこられたが、この神教に疑問を懐かれて、近衛将監であった和氣清麻呂（三七歳）を密かに召された。そして実は「昨夜夢みるに、八幡の神の使、来りて云はく、大神より事を奉せしめんとして、尼の法均（広虫）を請」われたけれども、女性の身で宇佐に往復するのは難しいので、「宜しく汝清麻呂、相代はり行きて彼の神命を聴け」と命じられたのである。

その直後、それを知った道鏡は、清麻呂を招き、「大神より使を謂ふ所以は、蓋し我が即位の事を告げんが為めならん」とみて、その通りに報告してくれるならば、重い官爵を授けようと誘惑した。けれども、清麻呂は決然と宇佐へ赴き、神宮の社頭で「大神の教へたまふところ、これ国家の大事なり。（先の）託宣は信じ難し。願はくば神異を示したまへ」と懸命の祈りを捧げたところ、次のような「大神の託宣」が下されたという。⁽²¹⁾

A 我が国家は開闢より以来、君臣定まりぬ。臣を以て君と為すことは未だこれ有らざるなり。天つ日嗣は必ず皇緒を立てよ。無道の人は宜しく早く掃除すべし。

B 我が国家は君臣の分定まりぬ。しかるに道鏡、悖逆無道にして、たやすく神器（皇位）を望む。ここをもって神靈震怒し、その祈りを聴さず。汝（清麻呂）、歸りて吾が言のごとく奏すべし。天つ日嗣は必ず皇緒を続けよ。汝、道鏡の怨みを懼ることなかれ。吾（大神）必ず相済はん。

このようにAとBで表現を少し異にする（おそらくAが原文に近く、Bは後から加筆したのであろう）が、趣旨に違いはない。意識すれば、わが国では古来「君臣」の分（区別）が定まっており、臣下を君主とするようなことは、いまだ一度もない。だから「天つ日嗣」（天皇の地位）には必ず「皇緒」^{しうしよ}＝皇儲（皇統の後継者）を立て続けるのが鉄則である。しかるに、道鏡のごとき臣下の分際で皇位を狙うような道理に背反する者は、神靈が激怒して不当な祈りを聴き容れるはずもないから、早く除去しなければならぬ。この託宣を正直に返奏すれば、道鏡の怨みを買うであろうが、それを恐れてはいけない。そのために、もし清麻呂が苦窮に陥れば、宇佐大神は必ず救援するであろう、というメッセージである。

そこで、清麻呂は奈良の都へ歸り、右の「神教」（むしろ彼の信念）を堂々と奏上した。その結果、道鏡の意に逆らった清麻呂は、氏名と官位を剥奪されて遠く大隈へ配流（姉の法均尼も還俗のうえ備後へ配流）となった。けれど、これによって清麻呂は、「法王」まで昇った道鏡が天皇となろうとする非望を阻止し、「君臣の分」を護り抜くという重大な役割を果たしたことになる。

ここで注意すべきは、AもBも、古来「君臣」の区別が定まっているのだから、それを厳守するため「天つ日嗣」には必ず皇族を継承者としなければならないというだけで、それ以上に何も言及していない。しかるに、最近、皇位継承の男系男子限定主義に固執する論者が、女性天皇・女系継承に反対することこそ「和氣清麻呂の気持ち」だというのは、意図的な拡大解釈といわざるをえない。

五 戦後の「万世一系」論

戦後の学界・論壇では、「万世一系」について、積極的に取り上げたものが極めて少い。とはいえ、注目すべきものが若干あり、そのうち三者の要点をみておこう。⁽²³⁾

まず昭和二十一年元旦、昭和天皇により「新日本建設に関する詔書」（いわゆる天皇の人間宣言）が公表され、その中で「朕と爾等国民との間の紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、単なる神話と伝説とに依りて生ぜざるものに非ず。……」という表現で、天皇と国民の一体性が再確認された。⁽²⁴⁾ それに関連して、日本古代史家の津田左右吉氏（七十二歳）が、『世界』四月号に「建国の事情と万世一系の思想」と題する論文を寄せている。⁽²⁵⁾

この津田論文によれば、皇室が日本国家の形成過程から「精神的権威」をもちえたのは、皇室が外来の征服王朝ではなく「日本民族の内部から起って日本民族を統一し……その統治者となられた」からであり、「国民的結合の中心であり国民的精神の生きた象徴であられるところに、皇室の存在の意義があることになる。さうして（皇室が）国民の内部にあられるが故に、皇室は国民と共に永久であり、国民が父祖子孫相承けて無窮に継続すると同じく、その国民と共に（皇室は）万世一系なのである。……皇室は国民の皇室であり、天皇は「われらの天皇」であられる。」という。つまり、天皇と国民が古来一体であるから、皇室は「万世一系」だと縷述するに留まり、日本史上の皇位継承を具体的に検証したものではない。

つぎに、昭和三十六年十一月、「国体学」提唱者の里見岸雄氏（六四歳）が、『萬世一系の天皇』（錦正社）を出版し、その第三章「天皇存在の根拠と属性」の第二節で「万世一系」につき詳述している。

これによれば、まず「万世一系の意味」は、「皇祖皇宗から万代の将来に至る迄、天壤無窮の神勅の通り、天照大神

正統の御子孫の一系であること……つまり皇胤の純粹とその「永統」をいう。具体的には「直系でも傍系でも同一の血統である限り、万世一系なのであって……皇室の御血統が天皇の地位に於て万世不変であったこと」だという。

しかも「万世一系」は、「単なる家系・血統」だけでなく「道義・精神の面に於ける天皇の任務を……果す業の連続不斷たることも、万世一系の觀念の不可欠の一要素」だから、「天皇となることは、皇祖の血系を成就するだけでなく、皇祖の道系を継承する」ことにほかならない。それを四点に整理し直せば、「万世一系の天皇とは、1 血統要件として天照大神という神話形態にまで根源をさかのぼらせて觀念せられたる皇統、2 同じく天照大神にまで溯源される形で示されている統治要件としての觀念すなはち……皇道、3 又同じく天照大神に起源を求める座位要件……としての皇位、4 及び皇統を現実我代表する特定の一人たる人格要件としての皇人の四者合一して、はじめて成就せられる概念である」という。

このように「万世一系の天皇」は、古い「家系・血統」を継いでいると共に、道義的・精神的な「統治」の任務を果たす特定の人物である。もちろん、それは皇族でなければならず、しかも男子であることが望ましい。しかし、里見氏は、万一の事態を考慮して、独自の「典範改正案⁽²⁶⁾」を作り、「第二条 皇位は万世一系の皇統に属する皇族によって継承される」とし、第四条の継承順位7に「皇族男子の無い時は、皇統に属する皇族女子」をあげ、さらに第二十七条で「皇族男子なく、皇統出自の名族が、女子たる天皇の皇婿となった時は、これを太公とする」としているから、「女子」をも認めていたことになる。

その後、「万世一系」の検討を直接のテーマとした研究書は、ほとんど現れなかった。しかし、最近（平成十七年春）に至って憲法学者の奥平康弘氏（七六歳）が、『萬世一系』の研究——「皇室典範的なるもの」への視座——』（岩波書店）を出版し、その第一部・第二章4で「戦後皇室典範」に関する国会論議のうちiii「女帝」論議——国是

としての「萬世一系論」をとりあげ、また終章で「萬世一系」と「天皇の不自由」との関係」を論じている。

これによれば、新典範の立案・審議の過程で政府（宮内省・法制局において原案も想定問答も作成）の示した見解は、旧典範を作りあげた「明治支配層の抱懐する男系イデオロギー」をそのまま「そっくり維持し」ていたから、もしも「皇族女子が天皇に就任し独身にとどまることなく民間人から夫をむかえて入り婚（＝皇婚＝皇夫）」とするという場合には、両者に生まれた子孫は、男性たる夫の氏姓を名乗るのが当然だから、異姓＝他姓となる。万世一系の系統に異姓が入り込むということは、一統がくずれ皇統が途絶えたことになるのであって、こういう事態は有り得てはならない」という結論であったとみなす。

ただし、国会答弁に立った金森徳次郎國務大臣の考えは、「一方で男系主義・男子主義の『万世一系の天皇』のコンセプトにもとづいて『女帝』制を否認しながらも、他方でその尻から、この否認は絶対的なものではなく、暫定措置的な現状維持にすぎないとする遠慮を付加」したものとなっている。⁽²⁷⁾これは「金森が絶対的に帰依し少しもゆずるところのない『憧れの中心』としての『天皇制』は、『精神的・情緒的な……国民の『心のありよう』』なのだから、『女帝』の否認も「『当分のあいだ』採用した暫定措置」にすぎず、「ハ女天皇だって『憧れの中心』たり得ると人びとが思考（情緒・感得）するようになった時点では、どうぞ改正を！」と、その帰趨を将来の国民に任せたとと言える」と解している。⁽²⁸⁾

以上が戦後に公表された「万世一系」を主題とした主な論著の要旨である。これをみても、「万世一系」を男系男子皇族に限定するのは、旧典範制定者と同類の論というほかない。この点、むしろ新憲法・新典範の成立に尽力した金森徳次郎氏が「女天皇」の可能性を含みを残しており、また「日本国体学会」を創設した里見岸雄氏が『典範改正案』に「皇族女子」も加えていることは、あらためて注目に値しよう。

六 「女帝の子」(母系)の容認

これまで見てきたことを纏め直せば、「万世一系の天皇」という概念は、明治憲法の第一条に明文化され、その第二条と旧典範の第一条により「皇位」を継承することのできる皇族が「皇男子孫」「男系の男子」に限定された。しかしながら、戦後の現行憲法では、「皇位は世襲」と定めるのみであり、それに伴い法律たる新典範の第一条は、旧典範と同じく「男系の男子」と規定している。けれども、この限定を外して「女性天皇・女系継承」まで広げることは、法的に可能なことである。

ただ、このような女帝・女系の容認は、法制史の大局から見て妥当かどうか、またそれが旧典範の成立過程で否定されるに至った理由は何か、あらためて再検討しよう。

「万世一系の天皇」という表現は、現行憲法に用いられていない。それは、前掲(注1)のコンメンタールによれば、「天皇の地位が国民の総意にもとづく(一条)とされる以上、神勅にいわゆる『天壤無窮』を意味するような『万世一系』という形容は、妥当を欠くと考えられたからであろう」と解説されている。しかし、その著者でさえ、前述のとおり、皇位を「世襲」しうるのは、「従来の天皇の血統」つまり「祖宗の皇統」に属する者だといっているのであるから、現憲法下の天皇も「万世一系の天皇」の後継者にはかならない。

そこで、右のごとく「万世一系」の本義は、「神勅にいわゆる『天壤無窮』を意味する」とすれば、念のため、その原典を確かめておくことも無意味ではないであろう。それは『日本書紀』神代紀下の第九段「天孫降臨」章の一書に、次のごとく記されている。

天照大神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八坂瓊の曲玉及び八咫鏡・草薙劍、三種の宝物を賜ふ。……因って皇孫

に勅して曰はく、「葦原の千五百秋の瑞穂の国は、これ吾が子孫の王たるべき地なり。爾皇孫、就きて治らせ。行くませ。皇祚の隆えまさんこと、まさに天壤と与に窮り無けん」とのたまふ。

この神勅についての一般的な理解は、戦前の佐伯有義氏らの説をふまえながら、最近も高森明勅氏が「日本国は天照大神に発する皇統につながる子孫たちが、天地が永遠であるのと同じようにいつまでも、君主として君臨すべきことが（天照）大神自身によって、国のおこるもたら約束され、確定している、との神話にもとづく思想の圧縮した表現」であり、古来格別に重視されてきた「三大神勅」のひとつとされている。⁽²⁹⁾

しかも、この神勅を「皇孫」に授けられた天照大神は、『日本書紀』に「日神」「大日靈貴」「天照大日靈尊」とも記される。それゆえ、「本来、女性神だった」とも「日に仕える巫女」ともみられ、この神名は「天照大神が皇祖神であるとともに神を祀る最高の巫祝でもあった……現実を反映するもの」であり、「古代日本では……巫女的女王の実在した形迹が顕著である」といわれている。⁽³⁰⁾

そうであれば、「天照大神に発する皇統につながる子孫たち」は、近ごろ問題視されている「女系」（母系）ということもできるであろう。少くとも、こうした「天壤無窮の神勅」を前提に「皇祖天照大神」以来の「皇統」を尊重する論者であれば、それを敢て「男系（男子）」に限られる等と強弁することはできない。⁽³²⁾

そこで、わが国の歴史を大まかに振り返れば、日本列島は弥生前中期ころまで、数多くの小さなクニ（のちの郡くらい）の分立状態にあった。けれども、やがてヤマト王権（のち大和朝廷）を中心に段々統一されていったとみられる。そのような過程では、武力の強い男王が指導的な役割を果たしたにちがいない。しかも、古墳時代に入るところから中国王朝（魏・晋・宋など）との交流が行われるようになると、周代以来の父系血縁を絶対視する宗族制度の考え（注8参照）が伝わり、それによって男系Ⅱ父系の継承こそ正統Ⅱ正当とみなす傾向が、いわゆる大王家（大和朝廷）でも諸王

家（地域豪族）でも強くなったとみられる。それゆえ、六世紀前半ごろ作られたと推定される『帝記』⁽³³⁾なども歴代の大
王（のち天皇）を男系Ⅱ父系で系譜化していたと想われる。

ところが、六世紀末に崇峻天皇が外戚蘇我氏と対立して暗殺された後、異母姉で故敏達天皇の皇后だった額田部皇女
が、初めて正式に「女帝」となれた⁽³⁴⁾。それから約半世紀後（六四五年）「大化の改新」を断行された中大兄皇子Ⅱ天
智天皇は、一たん弟の大海人皇子（のち文武天皇）を継承者としながら、晩年に至り庶子の大友皇子（弘文天皇）への
直系継承をはかろうとされた。そのため、まもなく（六七二年）、叔父と甥の間で「壬申の乱」となり、大海人皇子が
勝利をおさめられた。

その後妃鸕野讃良は、天智天皇の皇女であり、叔父にもあたる夫君が崩御されると、二人の間に儲けた皇太子草壁皇
子（二八歳）を即位させようと努められた。しかし、それが直ちには難しいとみて、四年近く称制する間に、肝心の皇
太子が早逝してしまった。そこで、さらに皇太孫輕皇子（のち文武天皇）の成長を待ったため、正式に即位して持統天皇
となり、七年後（六九七）ようやく直系・嫡孫への伝位を果たされた。これをみても、当時すでに皇位は可能な限り直
系の皇子孫に継承すべきもの、と考えられていたことがわかる。

そこで、八世紀に入り、文武天皇が在位十年（二五歳）で崩御されると、その直系の嫡子首皇子（のち聖武天皇）に
伝位するため、皇子の祖母（草壁皇子妃）元明女帝と伯母（文武同母姉）元正女帝の母娘が、合計十七年近く中継ぎ役
を務められた。そして、この元明天皇が慶雲四年（七〇七）践祚（即位）の宣命に、次のごとく記されている。

近江の大津宮に御宇し大倭根子（天智）天皇の、天地と共に長く日月と共に遠く、不改常典と立て賜ひ敷き
賜へる法を、受け賜はり坐して行ひ賜ふ事と……衆々聞しめさへと宣る。……（『続日本紀』同年七月壬子条）

この「不改常典」は、戦前には③「近江令」と考えられてきた。しかし、戦後は④天智天皇が制定された（又は同帝

に仮託された)「皇位継承法」と解する論者が多い。けれども、田中卓氏が説かれるごとく、④や⑤よりも本質的な「天壤無窮の神勅」と同じで……「皇統君臨の大原則」を「将来、永遠に改むまじき常の典」と宣言された……国体の根本にかかわる「君臣の大義」の上に展開された「日嗣の法」である⁽³⁵⁾と考えてこそ意味があるろう。そうであれば、この「不改常典」の内容は、天智天皇が皇位継承を「直系」「嫡系」とか「男系の男子」とまで規制されたものではないと思われる。

そもそも皇位の継承は、古来わが国の最重要事項であるから、それを特に制約したり固定するような成文法が設けられることは、近代以前になかったとみるほうが自然であろう。事実、八世紀初頭に完成した『大宝令』(その一部を改訂した『養老令』)にも、皇位継承について直接規定した条文はない。ただ、唐の「封爵令」(王公侯伯子男の爵号継承法)などを参考にして作られた大宝・養老の「継嗣令」に、次のような条文がある⁽³⁶⁾。

(イ) 凡そ皇兄弟と皇子を皆親王と為よ。「女帝の子も亦同じ。」以外は並びに諸王と為よ。親王より五世は、その名得たりと雖も、皇親の限りに在らず。

(ロ) 凡そ王が親王を娶り、臣が五世の王を娶ることは赦せ。唯、五世の王は親王を娶ることを得ざれ。

このうち、(イ)によれば、①天皇の兄弟(姉妹)と皇子(皇女)は、皆「親王(内親王)」とする、②そのような処遇は「女帝の子」の場合も同様とする、③それ以外(二親等以下)は、並びに「諸王(女王)」とする、④ただ親王を一世として二世から四世までの王(女王)は「皇親」(皇室の親族)の範囲に入るが、五世の人々は、王の名を称しても皇親に入らない。

また(ロ)によれば、⑤四世までの王が一世の親王(具体的には内親王)を娶ることは認められる、⑥一般の臣が五世の王(具体的には女王)を娶ることも赦される、⑦ただ五世の王は親王(具体的には内親王)を娶ることができない。

ここで注目すべきは、②の原注にほかならない。これは唐の「封爵令」にない日本独自の規定なのである。その解釈として、『大宝令』の注釈書「古記」逸文（『令集解』所引）に、「女帝の子も亦同じ。謂ふところは、父が諸王と雖も猶親王と為す。父が諸王たらば、女帝の兄弟も男帝の兄弟と一種なり。」とみえる。つまり、これを本文の(イ)と併せて考えれば、「女帝の子」は、父親が二世〜四世の諸王であっても、母親の天皇の一親等として「親王」（内親王）とされるし、また、「女帝」の兄弟（姉妹）も「男帝」の兄弟（姉妹）と同様に「親王」（内親王）とされるのである。

これによると、確かに表面上は「唐令」と同じく男性中心に書かれているが、内容的には「男帝」「親王」「諸王」「皇子」「兄弟」と同様に「女帝」「内親王」「女王」「皇女」「姉妹」の存在を認め、後者も前者に準ずる処遇をするようになっていたことがわかる。⁽³⁷⁾すなわち、わが国では、唐制を模範として「男帝」を本則としながら、独自に「女帝」も補則とするのみならず、その女帝が儲けた「子」の存在も認めていたところに特徴がある。⁽³⁸⁾そうであれば、すでに千三百年余り前の大宝当時（おそらくそれ以前）から、「女帝」を認めており、その「子」による「女系（母系）継承」も予想していたとみなしうる余地があり、「男系」を基本としながら、「女系」を完全に否定していたわけではない。

七 「女帝・女系」の否定と再認

以上により、わが国では、大和朝廷による建国以前から、太陽神とも皇祖神ともみられる天照大神を女神（むしろ母神）として仰ぐような女性（むしろ母性）尊重の風習があったこと、その「皇祖」神から「皇孫」に授けられた「天壤無窮の神勅」は、その母系子孫により「皇位」が継承されてゆくことを確約するものであったこと、やがて統一国家の形成過程で男系（父系）血統を絶対視する古代中国の強い影響を受け、男系（父系）継承を本則（原則）と考えるよう

になったこと、しかし六世紀末から七・八世紀に六方八代も「女帝」(いずれも独身)が誕生して「男帝」の「中継ぎ役」を果たしておられること、その上『大宝・養老令』の関連規定により、当時から中世・近世でも国家の最高法規とみなされてきた律令が、「男帝」の男系継承を本則としながら、「女帝」も「女帝の子」も容認しており、「女系(母系)継承」も排除していなかったこと、などを明らかにしてきた。このような経緯をみれば、「天壤無窮」と形容される「万姓一系」の天皇には、「女帝」も「女系」も含まれうると考えて差し支えないであろう。

ところが、実例をみると、奈良末期(七七〇年)から江戸初期(一六二九年)まで八六〇年間、皇位はすべて男系の男子によって継承され、江戸時代に現れた二方の女帝も男系の女子である。⁽³⁹⁾つまり、「世襲」の皇位は、神武天皇から一二五代にわたり男系のみで継承されてきたことになり、この歴史的な事実は古来の伝統として重要な意味もっている。けれども、法制史の立場から考えれば、「万世一系の天皇」という概念は「男系」のみに限られるから「女帝」も「女系」も含まれないとか、それを認めれば「万世一系」が断絶し破壊されることになる、等というのは、単純な誤解か深謀の曲解と評するほかない。

すでに二と三に述べたとおり、「万世一系」という用語は、維新当初から新政府の要人(岩倉具視など)によって使われ、外交文書にも用いられている。しかし、明治十年代の旧典範成立過程でも、「女帝」のみならず「女統」(女系)をも認める法案が作られている。それは何故かを調べてみると、二つの理由が考えられる。

その一つは、明治天皇の後継者に、暫く大きな不安を抱えていたからである。天皇は明治元年(一八六八)満十六歳で一条美子(十八歳)を皇后に迎えられたけれども、その間に御子が恵まれず、側室五名との間に生まれた皇子・皇女も次々夭逝されてしまい、成人をとげ結婚までされたのは、一皇子と四皇女にすぎない。⁽⁴⁰⁾

しかも、唯一の皇子嘉仁親王は、明治十二年八月、典侍柳原愛子を母として誕生されたが、幼少時から病弱で療養に

努められた。ただ、幸い同二十年代に入るところから各地に行啓するほど健康になられたので、同三十三年（一九九〇）満二十一歳で九条節子（満一六歳）と結婚され、元氣な四皇子を儲けられた⁴¹。これを裏返せば、まさに明治十年代の関係者は、皇后以外に複数の側室がおられても、その間に皇子が一人も生まれなかつたか育ちえないような場合を想定しながら、「万世一系」の皇統が維持できる法案を考えなければならなかつたのであろう。

もう一つは、一夫一婦制を導入すれば、男系男子の確保が難しくなるかもしれないという心配である。過去およそ二千年近い間に百二十代余りの歴代天皇が、すべて男系（しかも八方十代以外は男子）により継承されたのは、皇后以外に数名以上の側室を認め、歴代の約半数（五十数例）に皇庶子孫の即位を公認してきたことが、大きな要因と考えられる。しかし、明治の新政府は、西洋的な「文明開化」政策を進めるため、近代的（むしろキリスト教的）な倫理観の一つとして、側室制度を廃し一夫一婦制に改めることも、考慮せざるをえなくなつたのである。

そこで、一般社会においては、明治三年（一八七〇）の『新律綱領』などにより公認されてきた「妾」が、同十三年公布の『刑法』で公的に廃止された。しかしながら、皇位を永続してゆくためには、現に嘉仁親王のような側室所生の庶子の継承も容認せざるをえない、という意見が根強くあつた。それゆえ、同十三年の元老院「国憲按」では、第二条に「嫡出男統の裔^{すえ}渾て在らざるときは、庶出の子、その男統の裔、長幼の序に由り、入りて嗣^{ついで}ぐ」と規定（前述のごとく第三条で「女統入りて嗣ぐ」ことも容認）している。

また、同十八年（推定）の宮内省立案『皇室例規』でも、前述のとおり第一に「男系」も「女系」も認め、「男女系、各嫡を先にし庶を後にし、嫡庶、各長幼の序に従ふべし」と規定する。そして、さらに検討の結果、一方で側室の「庶出」継承を容認するならば、他方で「女帝」「女系」継承を否定しても何とか「皇嗣」を確保できると判断し、それが同二十二年制定の『皇室典範』に結実したのである。

ただ、側室・庶子の容認は、万やむをえない措置であれ、好ましくないと考えてられていたことも確かである。たとえば、明治三十五年（一九〇二）、帝室制度調査局総裁の伊藤博文も、『皇室誕生』の草案第十一条に対して、「庶子認知の事を規定するは、皇室の尊厳を保つ所以に非ず。……故に庶子に関する一切の規定は、之を不言の中に於て無限の制裁を存することとし、本条は削除せられむことを希望す。」と主張している。⁽⁴²⁾

それから二十年後の大正十年（一九二一）、病状の進んだ父帝の大権を代行するため「摂政」となられた皇太子裕仁親王（満二十歳）は、まもなく久邇宮良子女王（満十八歳）との婚約が内定すると、翌十一年一月、宮内大臣牧野伸顕を呼び、従来「奥」に常住していた女官たちを通勤制に改め、皇太子妃のみとの一夫一婦制とする方針を示された。⁽⁴³⁾その後、同十三年一月に結婚されたけれども、数年の間に四人の皇女が続くと、元老などより側室を勧める動きも出てきた。しかし、昭和天皇はそれを断然拒否され、しかも幸い昭和八年（一九三五）十二月、明仁親王（今上陛下）が誕生された（二年後に弟君正仁親王Ⅱ常陸宮もできた）から、側室も庶子も全く論外となったのである。

こうして明治中期から大正時代を経て昭和十年代に至る約半世紀の間に、旧典範で「女帝」（および「養子」）が不可とされ、また天皇の決断で側室も庶子も実質的に不可となった。しかし、それでも男系男子の皇位継承が一見順調に続けられてきた。そのため、皇位継承は男系男子に限ることが、あたかも自明の伝統であり、法的にも実際にも当然、とみなすような固定観念を生ずるに至ったものと思われる。

ところが、戦後の昭和二十年（一九四五）十一月、GHQの占領政策として、一方で皇室財産の凍結指令が出され、他方で憲法と共に典範の抜本的改定が強行されることになった。そして、同二十二年五月、新憲法と一緒に施行された新典範は、従来と同じく「女帝」も「養子」も否定した上、「皇庶子孫」を排除するに至った。しかも、同年十月、昭和天皇の直宮三家（秩父宮・高松宮・三笠宮）だけ残され、他の傍系十一宮家（すべて伏見宮流の五十一人）は一斉に

皇籍離脱（臣籍降下）を余儀なくされたのである。⁽⁴⁴⁾

その結果、天皇を頂点とする皇室の構成は、内廷皇族と直宮家（先代の直宮家も含む）だけとなり、しかも一夫一婦制のもとで男系男子が次第に少なくなってきた。このままでは、現行憲法に定める皇位の「世襲」が不可能になりかねない。それゆえに、あらためて皇位継承に関する歴史と法制をふまえながら、近未来の展望を開こうとすれば、やはり「女性天皇」も「女系（母系）継承」も、法的に再び容認する典範の改正を行うほかないと思われ⁽⁴⁵⁾。しかも、それは決して「万世一系の天皇」に矛盾しないこと、本稿に詳述したとおりである。

注

- (1) 宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂 日本国憲法』（原出版昭和三十年、全訂版同五十三年、日本評論社）。
- (2) 有職者会議の委員は、各界代表十名から成る。座長は元東大総長（ロボット工学）吉川弘之氏、座長代理は元最高裁判所判事（行政法）の園部逸夫、他に京大名誉教授（憲法学）佐藤幸治氏、前東大学長（政治学）佐々木毅氏、国際協力機構理事長（国際関係）緒方貞子氏、慶大名誉教授（社会心理学）岩男寿美子氏、東大名誉教授（西洋古典学）久保正彰氏、東大名誉教授（日本古代史）笹山晴生氏、および前内閣官房副長官の古川貞二郎氏などである。このうち古川氏は、すでに平成九年度から橋本龍太郎首相の指示を受けて「宮内庁と内閣官房・政治学者らによる水面下の研究会」で検討を始め、同十六年五月、一応の方針を纏めていたと伝えられる（『産経新聞』平成十八年二月十七日朝刊など）。
- (3) 皇室典範に関する有職者会議の答申「報告書」（本文二〇頁・参考資料六〇頁。平成十七年十一月二十四日）は、首相官邸ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/singi/kousitu/kaisai.html>）などに公開。その本文は後掲（注5）の拙著^(a)に付載。
- (4) たとえば『正論』平成十八年二月号「平成の和氣清麻呂、出でよ！」は八名の「女系」容認反対論（集会発言記録）を載せている。そのうち、渡部昇一氏ほどの博識な言論人が、「『道鏡』の史実を思い起こせ」と題して、「称徳天皇は……道鏡と自分の間に生まれた子に皇位を渡そうとお考えになったようです」とか「いま、突如道鏡まがいのことをしようという人たちが現れたのです。いま、ご皇室の将来を心配する国民は平成の和氣清麻呂です」などというのは、確かな史実に著しく反する

ことを「史実」のごとく思わせ、一般の人々に誤解を与えることになろう。

- (5) 拙著④『皇位継承のあり方——「女性・母系天皇」は可能か——』(平成十八年一月、PHP新書) 所収の第四章「皇位継承の在り方に関する管見」は、昨年六月八日、有職者会議のヒアリングで配布した拙稿を補訂して、本誌『産大法学』三九巻一号(昨年七月)に掲載されたものである。

尚、拙著⑤『皇位継承』(平成十年、文春新書)では、第一章「万世一系」はいかに保たれたか、第二章「女帝」出現の意味、第三章『皇室典範』の成り立ち(後半の四・五・六章は高橋紘氏の執筆)を概観し、また拙著⑥『近現代の「女性天皇」論』(同十三年、展転社新書)では、I明治前期の「女性天皇」論、II昭和戦後の「女性天皇」論について紹介した。

- (6) 藤井貞文「欽定憲法第一条成立の沿革」(国学院大学紀要別巻『国体論纂』昭和三十八年。のち同四十八年、神道文化会編刊『戦後 神道論文選集』所収)、阪本是丸「明治以降神社祭祀制度」(『神社本庁教学研究所紀要』第一号、平成八年)。

- (7) 島善高「『万世一系の天皇』について」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第六号、平成四年)。尚、神社新報編輯部「『皇統』及び『万世一系』の語について」(『神社新報』平成十七年九月十二日号)参照。

- (8) 中国古来の宗族制度については、官文娜氏(武漢大学教授)「中国古代社会における王位継承と血縁集団の構造」(『中国の宗法制と宗族およびその研究の歴史と現状』(同『日中親族構造の比較研究』平成十七年、思文閣出版)参照。

尚、中国でも古く遡ると、むしろ女系(母系)中心であった可能性が高いとみられる。白川静氏の『字統』(平成六年、平凡社)によれば、「姓」という字は「生がその初文」であり、それに女篇がついているのは、「姓は古く母系をもってその血縁の集団を名づけた親族法で、「説文」十二下に「人の生るる所以なり。古の神聖、母、天に感じて子を産む。故に天子と称す」と感生帝説話に及んでいる」から、「姓には、古代母系制のなごりを残すところがある」という。また同「君臣について」(『文字遊心』平成八年、平凡社ライブラリー)では、漢字の「君」は「祝詞の器の形」の「口」と「手に呪杖を持つ形」の「尹」から成り「巫祝の長たるもの」を表すが、「君・君氏はもと女君をいう語であつたらしく、古い時代に女性の巫祝が巫祝王として君臨していたことが考えられる」と指摘されている。

- (9) 注7の島論文によれば、明治二十年中、伊藤博文の委嘱により憲法草案を起稿中の井上毅が、小中村義象(東大教授)に「万世一系」の典拠調査を求めたところ、小中村から「万世一系の事……古書には一向に見え申さず候。……藤田東湖翁が『弘道館記述義』を記さるる時、万世一姓ノ天皇とかかれたるを、門人の石河幹次郎と申す人が、日本天皇に姓ある事、何の

書にこれあり候やと太く詰問したるに、東湖翁……その後、系と改められし事はなかりきとの事に候。……されば一系と云ふ事は近頃なる事、明瞭に候。……かの天祐ヲ保有シ万世一系ノ帝祚云々の如きは、書紀に抛りて天壤無窮ノ宝祚ヲ踐ミタルとか万世無窮ノ宝祚ヲ踐ミタルとか有りたき事と愚考仕候」(国学院大学図書館所蔵「梧陰文庫」文書)と返書している。確かに日本では、早くから古代中国の文物制度を導入したにも拘らず、父系の男子孫にのみ継承される「姓」を絶対視する宗族制度は部分的にしか受容していない。もちろん「日本天皇に姓」は無く、上代から天皇が臣民に「氏姓」を下賜する主体であったことこそ、最も重大な特徴なのである。

(10) 島善高「元老院国憲按の編纂過程(上)(下)」(『早稲田人文自然科学研究』第四七・四八号、平成七年)、同『元老院国憲按編纂史料』(平成十二年、国書刊行会) 参照。

(11) 元老院編刊『旧典類纂 皇位継承篇』(明治十一年)は、柳原前光(大正天皇生母柳原愛子の兄)が序文に「皇位の継承……治乱隆替の跡を詳かにし……而して宝祚、果してまさに天壤と与に無窮なるべし」と記すごとく、その来歴をありのままに跡付けており、今も有益な資料として使うことができる。

(12) 横山由清(明治十二年没)の『継嗣考』を東大総合図書館所蔵の萩野由之書写資料『和算雑編』二十九から発見して紹介したのは、藤田大誠「近代皇位継承法の形成過程と国学者——明治皇室典範第一章成立の前提——」(『神社本庁教学研究所紀要』第十号、平成十七年)である。この詳密な藤田論文には参考になることが多い。

(13) たとえば、共存同業『私撰憲法意見』(明12)に「日本国の帝位は、神武天皇の正統たる今上陛下の皇裔に伝授す」とあり、筑前共愛会『大日本憲法概略見込書』(明13)に「大日本の国体は、皇太神の神孫たる無姓の皇帝、即ち今上皇帝の系統を推尊し」とあり、福地源一郎『国憲意見』(明14)に「我が日本国の帝位は、天照大神の御子孫のみ天日嗣に立たせ給ふべき事」とあるが、それぞれ女帝・女統をも容認している。他に千葉草三郎等『日本帝国憲法』や植木枝盛『日本国々憲案』なども同趣(注5拙著◎参照)。

(14) 「櫻鳴社討論筆記」全文は、遠山茂樹校注『天皇と華族』(日本近代思想大系一、昭和六十三年、岩波書店)所収。

(15) 稲田正次『明治憲法成立史の研究』(昭和五十四年、有斐閣)の推定。尚、「皇室制規」の全文は伊藤博文編『秘書類纂 帝室制度史料 上巻』(昭和四十五年復刻、原書房)等に所収。

(16) 「国憲草案各議官意見書」は、宮内庁書陵部所蔵『国憲草案始末』(注10『史料』)所収。

- (17) 「謹具意見」は梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印——明治皇室典範制定前史——』（昭和五十七年、国学院大学）に所収。
- (18) 『皇室典範説明草案』は国立国会図書館憲政資料室所蔵「憲政史編纂会収集文書」所収（注7鳥論文の引用参照）。
- (19) 平野邦雄『和氣清麻呂』（昭和三十九年、吉川弘文館）、拙著『日本歴史再考』（平成十年、講談社学術文庫）所収「和氣清麻呂と平安建都」参照。
- (20) 『続日本紀』天平神護元年十月庚寅条・翌二年十月壬寅条・宝龜三年四月丁巳条「造薬師寺别当道鏡」伝。尚、瀧浪貞子氏の『最後の女帝 孝謙天皇』（平成十年、吉川弘文館）も、「称徳が『官』と『位』を明確に使いわけている……道鏡に授けるのは、その意味での『位』であることを強調した」ものと指摘している。
- (21) Aは『続日本紀』神護景雲三年九月己丑条、Bは『日本後紀』延暦十八年二月乙未条「贈正三位行民部卿兼造宮大夫・美作備前国造和氣朝臣清麻呂」伝。尚、『続日本紀』宝龜三年の道鏡伝には、「大宰主神習宜阿曾麻呂、詐りて八幡の神教と称し、道鏡に誑耀す。道鏡これ信じて、神器を覬覦するの意あり。語は高野（称徳）天皇紀に在り。」とのみ記されている。
- (22) この配流は、清麻呂と法均尼を死罪に処す怖れのあつた道鏡を宥めて、二人の命を救うために、称徳女帝が敢て暫く都から遠ざけられた措置とみられる。ちなみに、それでも、道鏡の怒りはおさまらず「道鏡、又追ひて特に清麻呂を道に殺さんとし」たが、「雷雨晦暝にして未だ行（殺害）に即かざるに、俄かに勅使来りて僅かに免ることを得たり」と『日本後紀』の清麻呂伝（注21）に伝えられており、救援の勅使を遣された女帝と道鏡の立場は全く異っていたことがわかる。
- (23) 他に長らく「神社新報」の主筆を務めた葦津彦氏は、たとえば「皇室典範と皇位継承法」（初出昭和三十年『神道学』第五号、のち同四十七年、神道文化会編刊『戦後 神道論文選集』所収）の中で、「万世一系とは、男系子孫継承の主義（父が皇統に属せられることを理由として継承権を認められる）であって、女系子孫継承の主義（母が皇統に属せられたと云ふ事を以て継承権を認められる）ではない。これは日本の皇統と云ふ觀念について、疑念の余地ない法理である」と断定され、その前年（昭和二十九年）自由党（総裁吉田茂）の公表した憲法改正構想の「皇室典範を改正し、女子の天皇を認めるとし、その場合その配偶者は一代限り皇族待遇とする」という案を批判している。尚、斎藤吉久「伝統主義者たちの女性天皇論」（『論座』平成十六年十月号）参照。
- (24) 拙著『皇室の伝統と日本文化』（平成八年、広池学園出版部）モラロジー研究所 所収「新日本建設の詔書」参照。
- (25) 津田左右吉『日本上代史の研究』（昭和二十二年、岩波書店。のち全集第三卷）「付録」として「日本の国家形成の過程と

皇室の恒久性に関する思想の由来」の二に「万世一系の皇室といふ觀念の生じ発達した歴史的事情」と題を改め全文所収。

尚、家永三郎氏『津田左右吉の思想史的研究』（昭和四十七年、岩波書店）によれば、「ここに述べられている津田の天皇観は、戦前の津田の著作に随処に散見された持論の集約」であるが、一般には「意外」の感を生ぜしめ」という。

(26) 里見岸雄『憲法・典範改正案』（昭和三十三年、錦正社）。尚、同氏は万一に備え庶子も容認している。

(27) 芦部信喜・高見勝利編『日本立法資料全集一 皇室典範』（平成二年、信山社）所収の「資料五六・六一」衆議院皇室典範審議録によれば、金森大臣は「従来多年行われておつた所の制度は、一応それを正しきものと認めて、實際の実行を決めて行くよりほかにしようがない」けれども、「まだ結論的なものをもっているわけではございません」から、「ぜひとも完備」しなければならぬと答弁している。その宿題が六十年も放置されてきたことになる。

(28) 念のため、奥平康弘氏の信条は、自ら「皇室典範第一条に強烈に批判的」であり、そもそも「天皇制は民主主義とは両立し得ないこと、民主主義は共和制と結びつくほかない」という「反天皇的皇室論」者であることを、終章に付言している。

『世界』平成十六年八月号所載「天皇の世継ぎ」問題がはらむもの——「万世一系」と「女帝」をめぐる——「参照」
(29) 戦前の『神道大辞典』（昭和十二年初版、平凡社。のち同四十四年複製、臨川書店）第二卷「三大神勅」（佐伯有義）、最近の『神道史大辞典』（平成十六年、吉川弘文館）「天壤無窮」「三大神勅」（高森明勅）。尚、田中卓「天壤無窮」の神勅について（著作集十一卷Ⅰ『神社と祭祀』）所収。平成六年、国書刊行会 参照。

(30) 坂本太郎・井上光貞他校注『日本書紀』上（日本古典文学大系、昭和四十二年初版、岩波書店）神代紀（大野晋・家永三郎・青木和夫の三氏担当）の頭注と補注。「大日靈」の「靈」は「靈の巫を女に改め……女巫であることを、書紀の筆者が意味的に示そうとしたもの」といわれている。

ちなみに、七世紀末前後に活躍した柿本人麻呂も、「天照す日女の命」「一云、さしあがる日女の命」（『万葉集』巻二）と詠んでいる。また、一般社会でも、古くは父（父性）より母（母性）を重んじていた痕跡は、たとえば「父母」よりも古い「母父」という表現が、「ちはやぶる神の御坂に幣奉り斎ふ命は母父がため」（『万葉集』第二〇、神人部子忍男の歌）等とあり、「母を先にいうのは古い言い方であるとして、これを母系制の名残とみる説もある」という（澤瀉久孝編『時代別国語大辞典 上代編』昭和四十二年、三省堂）。

(31) 「女系」という用語は、旧典範の成立前後から「男系」の対語として使われるが、その語義は二通りある。法令用語研究会

(内閣法制局)編『法律用語辞典』第二版(平成十二年、有斐閣)によれば、「厳密には女子だけを通じた血族関係という」が、むしろ一般に「広く中間に一人でも女子の入った、男系でない(非単系)血縁関係を指して用いられることもある」。

そして後者でも、たとえば一般の家庭で女子しかいないと、その血統を続けるために、他家から男性を掣^レ婿(入夫)に迎へ、その入夫を当主(戸籍筆頭人)として家職を継ぐような場合、それを「女系」の家族ということがある。しかし、皇室の場合は、女性皇族が一般男性を配偶者(皇配)に迎えて子女を産み血統を守るだけでなく、みずから天皇か宮家の当主としてその家職(地位)を継ぐことになり、さらにその女性当主を母親とする子女(男子も女子もありうる)がその地位を継いでゆくならば、これを「女系」の継承という。そこで私は、このような血統と家職(当主の地位)を母親当主の子孫が継いでゆくことを特に「母系継承」という方がよいと考えている(注5拙著⑧「まえがき」参照)。

(32) それゆえ、男系男子論者の渡部昇一氏も、「歴史的に見た最初の天皇は神武天皇だが、それ以前に遡れば皇室は女系中心である。そもそも皇室の先祖(皇祖)とされるのは、女帝(女神)である天照大神である」と正直に断っておられる(『Voice』平成十六年十月号「万世一系が断絶する危機」)。

(33) 「帝皇日継」とか「皇祖等之騰極次第」とも称され、のち七世紀初めの「天皇記」や八世紀初めに『古事記』『日本書紀』を編纂する際、歴代天皇系譜記事の主要な素材となったものとみられている。(注30『日本書紀』解説参照)。

(34) 『日本書紀』によれば、神功皇后は夫君仲哀天皇亡き後に嫡子心神天皇の「摂政」として長らく幼帝の代行を務められたので、天皇に準じて本紀を立てられているが、即位されたわけではない(飯豊青皇女も同様)。それゆえ、推古天皇は皇統史上最初の正式女帝であり、中国王朝にも朝鮮諸国にも先例がない(新羅の初代女王は推古女帝崩御後に即位)。

(35) 田中卓「天智天皇の不改常典」(初出昭和五十九年、のち同六十二年、著作集六『律令制の諸問題』所収、国書刊行会)。
尚、この中で整理批判されている先行諸説のうち、「直系皇位継承」法説は岩橋小弥汰・坂本太郎・南部昇の各氏など、「嫡系皇位継承」法説は、北山茂夫・直木孝次郎・井上辰雄・井上光貞・関口裕子の各氏などである。

(36) 中村友一「大宝継嗣令考——その復原を中心として——」(『続日本紀研究』三四四号、平成十五年)参照。

(37) 日本の『大宝・養老令』における男女の処遇が、男性絶対の唐制と著しく異っていたことは、時野谷滋氏が最近『女帝の子も亦同じといふ文言』(日本学協会『日本』平成十八年二月号)に例示されているごとく、「禄令」の食封条に「(親王)一品八百戸……四品三百戸〔内親王は半を減ぜよ。〕……」とか「田令」口分田条に「男二段〔女は三分の一を減ぜよ。〕……」

とある通り、内親王の食封は親王の半分、一般女性の口分田は男性の三分の二を支給されている（唐制では女性に全く支給されなかった）。しかも、それにより原注（一）内）が「本文と同等」の効力をもっていたことが判るから、前掲の「継嗣令」（イ）の原注によって、わが国では「はじめの法典に女帝ありき」といふのが事実」とみなしうる。

(38) この「女帝の子」について、明治十八年（一八八五）、小中村清矩は井上毅に頼まれて纏めた『女帝考』（注5拙著③）全文翻刻）の「付録」で「女帝未だ内親王たりし時、四世以上の諸王に嫁して：生み玉ひし子あらば、即位の後、親王と為すとの義」と解する。しかも具体的に、敏達天皇三世孫の宝皇女（女王）は、初め用明天皇二世孫の高向王（諸王）と結婚して漢皇子（諸王）を生み、ついで叔父敏達天皇と再婚して中大兄・大海人両皇子（親王）等を生み、また夫君の崩御に伴い即位して皇極女帝となられたから、その即位段階で前夫との間の漢王を「漢親王」としたような類を指すと説明している。

確かに、既婚の内親王が女帝となつてから再婚されたり、未婚の内親王が即位してから結婚されたりして「子」を産まれた実例は一つもないので、「継嗣令」にいう「女帝の子」を右のような特殊ケースと考えるのも一案であろう。しかし、令文と「古記」を素直に読めば、「男帝」を原則としながら「女帝」も準則とするだけでなく、その女帝が四世以上の諸王と結婚して産まれる「子」の存在も想定しており、その子は父方も「皇親」（皇族）なのだから、万一の場合に即位しても何とか男系（父系）を維持しようと考えて、「女帝の子」による「女系（母系）継承」をも想定していた（皇統譜はあくまで即位された天皇が中心になるから、家系が移り途切れることにはならない）と解することができよう。勿論、さりとてこれを根拠に、「女帝は男帝と何ら変わるところのないものとして日本律令に規定されていた」（成清弘和『日本古代の家族・親族』（平成十三年、岩田書院）とか、日本古来の血縁原理は「父系・母系の両者が機能する」「双系」的なもの」だった（高森明勅「改めて問う「女帝」は是か非か」。『正論』同十六年七月号）とまでいうことはできない。

(39) 前期の明正女帝（第百九代）は、後水尾天皇と皇后和子（徳川秀忠の娘）との間の嫡出皇女で、寛永九年（一六二九）数え七歳の時、父帝の突然の譲位により踐祚され、十五年目に異母弟の後光明天皇へ譲位してからも、崩御（一六九六年）まで独身を貫かれた。また後期の後桜町女帝（第百十七代）は、異母弟の桃園天皇が宝暦十二年（一七六二）数え二十二歳で崩御され、儲君英仁親王が幼少のため、まさに中継ぎとして八年間在位の後、十三歳の甥（後桃園天皇）に譲位されてからも、崩御（一八一三年）まで独身を貫かれた。前者については野村玄「明正天皇——即位・在位・譲位の事情——」（『京都産業大学論集』人文科学研究系列二九、平成十四年）、後者については拙稿「後桜町女帝宸記」解題」（『京都産業大学日本文化研究所

紀要』第七号、平成十五年）等参照。

(40) 『明治天皇紀』（吉川弘文館）等によれば、側室のうち、葉室光子との間に一皇子（即日天逝）、橋本夏子との間に一皇女（同上）、柳原愛子との間に二皇子（敬仁親王十ヶ月で薨去、その後嘉仁親王Ⅱ大正天皇）と一皇女（一歳半で薨去）、千種任子との間に二皇女（一人は二歳余、一人は一歳で薨去）、園祥子との間に二皇子（共に一歳余で薨去）と六内親王（二人は一歳余で薨去。他の昌子・房子・允子・聡子の四内親王は、のち竹田・北白川・朝香・東久邇の各宮妃）が生まれている。

(41) 原武史『大正天皇』（平成十一年、朝日選書）、片野真佐子『皇后の近代』（同十五年、講談社メチエ選書）参照。

(42) 伊藤博文『皇室誕生令に関する意見書』（同編『秘書類纂』雑纂三所収）。

(43) 小田部雄次『ミカドと女官』（平成十三年、恒文社二二）・同『四代の天皇と女性たち』（同十四年、文春新書）参照。

(44) 川田敬一『十一宮家の皇籍離脱』（『歴史と旅』平成十二年九月号）、浅見雅夫『戦う皇族——ある宮家の三代——』（平成十七年、角川選書）、竹田恒泰『皇族たちの真実』（平成十八年、小学館）等参照。

尚、昭和二十二年の十一宮家「皇籍離脱」は、確かにGHQの皇室弱体化政策により余儀なくされた非常措置である。ただし、既に戦前から永世皇族制の修正対策が行われており、仮に敗戦・占領がなくて戦前の皇室法制がそのまま続いている場合、直宮の子孫がふえるならば、それ以外の宮家皇族は縮小・解消される運命にあったことも忘れてはならない。すなわち、まず明治四十年（一九〇七）、『皇室典範増補』により（旧典範では、天皇の子Ⅱ一世から玄孫Ⅱ四世までを親王、五世から王とされていたが）、「王は勅旨又は情願により家名を賜ひ華族に列せしむること」になった。ついで大正九年（一九二〇）、「皇族の降下に関する内規施行準則」により次のごとく定められた。

○ 第一条 皇玄孫の子孫たる王……は、長子孫の系統四世（つまり八世王）以上以内を除くの外、勅旨に依り家名を賜ひ華族に列す。（二・三・四条省略）

○ 附則 此の内規準則は……現に宮号を有する王の子孫、並に兄弟及び其の子孫に之を準用す。但し、第一条に定めたる世数は、故邦家親王の子を一世（つまり五世王）とし、家系に依り之を算す。（三王の例外扱い省略）

すなわち、王（親王の次の五世以下、『皇族身位令』により満十五歳以上）は、宮家を継ぐ長男系統のみ八世王まで皇族とするが、次男以下は順次、また長子孫でも九世から、自動的（強制的）に臣籍降下し華族とされることになった。ただ、当時の直宮以外の『近代宮家』は、九世どころか、すべて南北朝期に作られた伏見宮の十六世邦家親王の子孫であるから、付則で

つまり、いわゆる十一宮家のうち、ほぼ六十年後の今日、第四世代の長系当主が健在（現在七六歳〜六〇歳）の伏見・久邇・北白川・竹田・朝香・東久邇の六家（賀陽家は長男故人）でも、戦前の「準則」が続いていれば、次の第五世代の人々（現在四六歳以下）は全員皇籍を離れねばならず、ましてその次の第六世代の人々（現在小学生以下）は生まれた時から一般国民ということになる。従って、それらの人々を今さら皇籍に復帰させるようなことは、残念ながら不可能といわざるをえない（現存者の年齢は保阪正康「新宮家創設八人の『皇子』候補」『文藝春秋』平成十七年三月号参照）。

ただし、旧宮家のうち、竹田・北白川・朝香・東久邇の四宮家には、明治天皇の四内親王（注40参照）が降嫁されている。しかも東久邇宮家の稔彦王と聡子内親王の間に生まれた盛厚王には、昭和天皇と香淳皇后（久邇宮家出身）との間に生まれた成子内親王が入っておられ、その間に三人の男子（五人の男孫）がある。これら旧四宮家や賀陽宮三男（故人）の子息など若い世代（近代宮家五世代目）の人々は、男系のみにこだわれれば、伏見宮流二十一世という大傍系（現皇太子殿下と四十親等ほど離れた遠縁）なのであるが、いわゆる女系の血縁をたどれば、明治・昭和の内親王を曾祖母か祖母にもつ現皇室の近縁者になりがたい。従って、もし血縁を重視するならば、これらの方々を皇族につぐ「準皇族」（田中卓博士のいわゆる「新皇親」、篠沢秀夫氏のいわゆる「皇系族」として『皇統譜』の「皇族譜」に書き加え、然るべき品位の保持と公務の分担などが可能になるような公的措置をとる必要がある。そして将来、その子孫たちが幸い女性皇族の結婚相手として皇室に入り皇族となれることを期待したい。

(45) 吉田孝氏『歴史の中の天皇』（平成十八年、岩波新書）には、将来の女性天皇の「夫が皇族でない場合」でも「女帝の子の即位」（母系継承）は「双方的（Ditandem）」な親族組織を基礎とする日本の社会」だから「その変化を受けいれやすい環境にある」と指摘されている。

又、野間健氏「ワンワールド思想による女性原理社会への大転換」（K&Kプレス『月刊日本』平成十八年三月号）には、ベンシアミー・シロニー（ヘブライ大学教授）著『母なる天皇——女性的君主制の過去・現在・未来——』（平成十五年・講談社）をふまえて、「天皇は、男性にして女性、女性にして男性、その真髄は大嘗祭などの神事・秘事に込められていると思われる」から、「性別・性差を超越した存在であり、女帝も女系も、男系も男帝も（区別すること自体）意味をなさない次元にある」とされている。

（平成十八年一月二十七日稿了、二月二十七日補訂）